

児童・生徒の保護者の皆様

千歳市教育委員会教育長

気象災害等による臨時休業の基準等について

例年9～10月頃に台風などによる暴風雨、12～2月頃には低気圧による暴風雪などにより、気象庁から気象警報等が発表されているため、これらを踏まえ、教育委員会が気象災害等の観点で臨時休業を決定する基準等を次のとおり定めましたので、お知らせいたします。

気象警報等	教育委員会の対応
「特別警報等」の発表 (学校の課業時間まで継続することが予測される場合)	※臨時休業 (教育委員会内部での協議後、決定内容を各学校に通知します。)
特別警報の種類 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、噴火特別警報	
「避難指示等」の発令 (学校の課業時間まで継続することが予測される場合)	※臨時休業 (教育委員会内部での協議後、決定内容を各学校に通知します。)
避難等の種類等(2種類及び避難所設置) 高齢者等避難、避難指示、学校に避難所が設置	
「警報」の発表 (学校の課業時間まで継続することが予測される場合)	<u>気象状況により、判断する。</u> (教育委員会内部での協議後、判断の時期及び臨時休業の要否を決定し、速やかに各学校に通知します。) ア、課業日の前日に臨時休業を決定する場合 ・決定内容を速やかに各学校等に通知します。 イ、課業日の当日に臨時休業を決定する場合 ・前日の気象情報等により、教育委員会が当日に判断等を行う場合は、各学校に翌日5時30分に決定内容を通知する旨の予告を行います。 ・教育委員会内部での協議後、決定内容を5時30分に各学校に通知します。
警報の種類 大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、噴火警報	
地震、落雷、竜巻により、学校施設などで被害が確認され、また、その恐れがある場合	<u>学校施設等の被害状況により、判断する。</u> (教育委員会内部での協議後、速やかに各学校等に通知します。)